

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

平成18年8月25日
福祉保健部福祉保健課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4条に規定する「宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「推進委員会」という。)の設置及び運営に当たって必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、県が推進する福祉サービス第三者評価事業(以下「第三者評価事業」という。)を円滑かつ適切に実施するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 推進委員会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、福祉保健部次長(福祉担当)をこれに充てる。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、宮崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 8月25日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	役職名等
有識者 (2)	野坂 敬 (のさか たかし)	宮崎女子短期大学 助教授
	兒玉 浩 (こだま ひろし)	宮崎医療福祉専門学校 教務部長 (県社会福祉士会)
福祉サービス提供者 (5)	白坂 公夫 (しらさか きみお)	県老人福祉サービス協議会 理事
	池田 廉太郎 (いけだ れんたろう)	(副)県社会福祉事業団 介護・福祉研 修所副所長
	吉田 建世 (よしだ けんせい)	(社)県精神科病院協会 理事
	日高 幸宏 (ひだか ゆきひろ)	県児童福祉施設協議会 会長
	小笠原 文孝 (おがさわらふみたか)	(社)県保育連盟 予算対策委員会委員
福祉サービス利用者 等 (4)	鎌田 孝子 (かまだ たかこ)	(社)県手をつなぐ育成会 監事
	馬場 弘 (ばば ひろし)	県身体障害者団体連絡協議会 会長
	立本 久子 (たてもと ひさこ)	県精神障害者家族会連合会 副会長
	松井 忠子 (まつい ただこ)	(財)県老人クラブ連合会 理事
行政等 (2)	木村 左江子 (きむら さえこ)	県民生委員児童委員協議会 副会長
	田中 六男 (たなか むつお)	福祉保健部次長(福祉担当)

別表（第3条関係）

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

H19.6.1 現在

区 分	氏 名	役職名等
有識者 (2)	野坂 敬 (のさか たかし)	宮崎女子短期大学 助教授
	兒玉 浩 (こだま ひろし)	宮崎医療福祉専門学校 教務部長 (県社会福祉士会)
福祉サービス提供者 (5)	白坂 公夫 (しらさか きみお)	県老人福祉サービス協議会 理事
	池田 廉太郎 (いけだ れんたろう)	(副) 県社会福祉事業団 みやざき障害者就業・生活支援センター所長
	吉田 建世 (よしだ けんせい)	(社) 県精神科病院協会 理事
	日高 幸宏 (ひだか ゆきひろ)	県児童福祉施設協議会
	小笠原 文孝 (おがさわらふみたか)	(社) 県保育連盟 予算対策委員会委員
福祉サービス利用者等 (4)	鎌田 孝子 (かまだ たかこ)	(社) 県手をつなぐ育成会 監事
	馬場 弘 (ばば ひろし)	(財) 県視覚障害者福祉協会 会長
	立本 久子 (たてもと ひさこ)	県精神障害者家族会連合会 副会長
	松井 忠子 (まつい ただこ)	(財) 県老人クラブ連合会 理事
行政等 (2)	木村 左江子 (きむら さえこ)	県民生委員児童委員協議会 副会長
	松田 豊 (まつだ ゆたか)	県福祉保健部次長(福祉担当)